

手続開始の公示

令和4年11月14日
東日本高速道路株式会社 関東支社
宇都宮管理事務所長 平野 覚三

下記のとおり簡易公募型プロポーザル方式に付します。

なお、本業務については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）が配布した見積者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるものほか、別添『手続開始公示説明書』に記載のとおり実施します。

記

第1 調達手続の概要

1-1. 契約件名（業務名）

宇都宮管理事務所 工務施工管理業務

1-2. 契約責任者

NEXCO 東日本 関東支社 宇都宮管理事務所長 平野 覚三

1-3. 契約担当部署

NEXCO 東日本 関東支社 宇都宮管理事務所 総務

（住所）〒322-0026 栃木県鹿沼市茂呂 24-2

（電話）0289-76-3135

（Mail）ki-o-utsunomiya@e-nexco.co.jp

1-4. 競争契約の方法

簡易公募型プロポーザル方式

1-5. 見積の方法

書留郵便等 … 手続開始公示説明書8-1、8-2を参照のこと

1-6. 履行保証

必要 … 見積者に対する指示書[15]を参照のこと

1-7. 契約書の作成

必要 … 見積者に対する指示書[16]を参照のこと

1-8. 契約図書

(1) 本件業務委託契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。なお、本業務に参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。

①手続開始の公示（本書）

https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service

②標準契約書案

https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service

③見積者に対する指示書

https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service

④共通仕様書

https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service

⑤特記仕様書

https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service

⑥金抜設計書

https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service

⑦参加表明書

https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service

⑧見積書

上記③見積者に対する指示書様式1

(2) 参加希望者は、上記(1)に示す契約図書については、NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること。

配布期間 令和4年11月14日（月）から令和4年11月30日（水）

第2 業務概要

2-1. 業務概要

- (1) 業務場所
- (2) 業務内容

栃木県鹿沼市茂呂 24-2 (宇都宮管理事務所内)

本業務は、宇都宮管理事務所の工務の業務について、事業計画の作成補助、交通規制調整、保全計画会議の資料とりまとめ、行政との協議資料作成補助、交差する道路管理者・鉄道事業者との協議資料作成補助、苦情に関する現地確認・資料作成、その他監督員が指示する業務を行うものである。

- (3) 履行期間

契約の相手方の業務実施体制に記載された履行期間開始日（令和 5 年 2 月 1 日から令和 5 年 4 月 1 日）から令和 7 年 3 月 31 日

第3 競争参加資格

3-1. 競争参加資格

本業務に参加することのできる者は、次に示す事項をすべて満たす者とする。

なお、参加希望者は、手続開始公示説明書 4-1 に示す「参加表明書」を契約責任者に提出するものとする。

- (1) 審査基準日（手続開始公示説明書 4-1 に示す「参加表明書」の提出期限の日をいう。以下同じ。）において、NEXCO 東日本の契約規程実施細則第 6 条（見積者に対する指示書[2]を参照のこと）の規定に該当しない者であること。
- (2) 審査基準日において、業種区分「土木施工管理」にかかる『令和 3・4 年度競争参加資格』を有する者で、かつ、認定されている者であること。施工管理共同体を構成する場合は、同資格の認定を受けている者で構成される施工管理共同体であること。
- (3) 審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、当該申立てにかかる手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記(2)に示す条件を満たす場合を除く）。
- (4) 審査基準日から契約の相手方と決定する日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「地域 3（関東支社が所掌する区域）」において講じた競争参加資格停止期間（期首及び期末の日を含む）との重複がないこと。
- (5) 審査基準日から見積合わせを経て契約の相手方決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記 2) に示す工事若しくは調査等の受注者、当該工事若しくは調査等の受注者と資本若しくは人事面において関連がある者、当該工事若しくは調査等の下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
 - 1) 「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次の①又は②に該当する者をいう。
 - ① 当該請負人若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者
 - ② 業者の代表権を有する役員が当該請負人若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者
 - 2) 工事若しくは調査等の名称及び受注者名
　　本件業務に関連する工事・調査等なし
- (6) 審査基準日から見積合わせを経て契約の相手方決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、参加表明書を提出する者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決める目的に当事者間で連絡を取る

ことは、見積者に対する指示書 1 [1] 「入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願ひ」の②(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。

1) 資本関係

以下のイ) 又はロ) に該当する二者の場合。

- イ) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のイ)、ロ) 又はハ) に該当する二者の場合。ただし、1) については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- イ) 一方の会社等の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合
- ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

【役員の定義】

会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。

- i) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - a 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - b 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - c 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
 - d 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- ii) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- iii) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- iv) 組合の理事
- v) その他業務を執行する者であって、i) ~ iv) までに掲げる者に準ずる者

【管財人の定義】

民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人

3) その他の見積の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記 1) 又は 2) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (7) 審査基準日において、企業（施工管理共同体の場合は代表者）が平成 19 年度以降に完了した業務において、次に示す同種又は類似業務の実績を有すること。

企業	同種業務	次のいずれかの実績を有すること。 ①東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社又は旧日本道路公団における土木施工管理業務又は調査等管理業務 ②国道又は自動車専用道路における発注者支援業務（工事監督支援業務又は積算技術業務に限る）
----	------	--

	類似業務	<p>次のいずれかの実績を有すること。</p> <p>①国道又は自動車専用道路以外の国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 2 条第 1 項の政令で定める法人が発注した発注者支援業務（工事監督支援業務又は積算技術業務に限る）</p> <p>②PPP 業務</p> <p>③PFI 事業技術アドバイザリー業務</p> <p>④CM 業務</p>
--	------	---

(8) 審査基準日において、次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できる者であること。なお、施工管理共同体で参加を希望する者にあっては、配置予定の管理技術者は施工管理共同体の代表者に所属する者でなければならない。

1) 資格

管理技術者	共通仕様書別紙-1 の「管理員 I」又は「管理員 II」に掲げる資格を有している者
-------	---

2) 業務経験

平成 19 年度以降に完了した業務において、次に示す同種又は類似業務の経験を有すること。

管理技術者	同種業務	<p>次のいずれかの実績を有すること。</p> <p>①東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社又は旧日本道路公団における土木施工管理業務又は調査等管理業務</p> <p>②国道又は自動車専用道路における発注者支援業務（工事監督支援業務又は積算技術業務に限る）</p>
	類似業務	<p>次のいずれかの実績を有すること。</p> <p>①国道又は自動車専用道路以外の国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 2 条第 1 項の政令で定める法人が発注した発注者支援業務（工事監督支援業務又は積算技術業務に限る）</p> <p>②PPP 業務</p> <p>③PFI 事業技術アドバイザリー業務</p> <p>④CM 業務</p>